

別表1第2・3項施行時以後に行われた、物の輸入に関しては、これらの項により改正された「2017年違法伐採禁止改正（調和的なシステム変更その他の対策）規則」が適用される。

別表1—規制木材製品

1 規制木材製品

- (1) 以下の木材製品が規定されている。:
- (a) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字の場合、1995年関税法別表第3のその見出しの下に記載されているすべての木材製品;
- (b) 表の第1列の項目の番号が4桁の数字よりも長い場合は、1995年関税法別表第3のその見出しまたは小見出しの下に記載されている木材製品。
- (2) 木材製品への言及は、木材製品が1995年の関税率法で持つ意味をしめしている。

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
1	4403	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
2	4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
3	4408	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
4	4409.10.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） － 針葉樹のもの
4A	4409.22.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、か

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
		んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － 熱帯産木材のもの
5	4409.29.00	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、んながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。 － その他のもの
6	4410	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
7	4411	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
8	4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
9	4413.00.00	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）
10	4414.00.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
11	4416.00.00	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）
12	4418	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）
13	4701.00.00	機械木材パルプ
14	4702.00.00	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
15	4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
16	4704	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
17	4705.00.00	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ
18	4801	新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）
19	4802	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
		(ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙
20	4803	トイレトペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)
21	4804	クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.02 項又は第 48.03 項のものを除く。)
22	4805	その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注 3 に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。)
23	4806.20.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － 耐脂紙
24	4806.30.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － トレーシングペーパー
25	4806.40.00	硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙(ロール状又はシート状のものに限る。) － グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
26	4807.00.00	接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)
27	4808	コルゲート加工をし(平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。)、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.03 項の紙を除く。)

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
28	4809	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）
29	4810	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）
30	4811	紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）
31	4813	製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）
32	4816	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第 48.09 項のものを除く。）並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート（箱入りにしてあるかないかを問わない。）
33	4817	紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
34	4818	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状に又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品
35	4819	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は

規制木材製品		
	第1列	第2列
項目	見出し・小見出し	説明
		板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
36	4820	紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー
37	4821	紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）
38	4823	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品
39	9401.61.00	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） －－ アップホルスターのもの
40	9401.69.00	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 － その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） －－ その他のもの
41	9403.30.00	その他の家具及びその部分品 － 事務所において使用する種類の木製家具
42	9403.40.00	その他の家具及びその部分品 － 台所において使用する種類の木製家具
43	9403.50.00	その他の家具及びその部分品 － 寝室において使用する種類の木製家具
44	9403.60.00	その他の家具及びその部分品 － その他の木製家具
45	9403.90.00	その他の家具及びその部分品 － 部分品
46	9406.10.00	プレハブ建築物

規制木材製品		
	第 1 列	第 2 列
項目	見出し・小見出し	説明
－ 木製のもの		

注：項目 45、46 は木製または木材を含む製品にのみ適用される

別表 2 木材合法性枠組、国別ガイドライン及び州別ガイドライン

注： 第 3 条を参照。

第 1 部 木材合法性枠組

1 木材合法性枠組

下表記載の各枠組は、木材合法性枠組である。

木材合法性枠組	
項目	枠組
2	森林管理協議会（FSC）が管理する、以下の各事項： (a) FSC 森林管理認証基準 (b) FSC 生産・流通・加工過程基準
3	森林認証制度承認プログラム（PEFC）が管理する、以下の各事項： (a) PEFC 持続可能な森林管理認証基準 (b) PEFC 生産・流通・加工過程基準

注 2： FSC 森林管理認証基準及び FSC 生産・流通・加工過程基準に関する情報は、2014 年中は FSC ウェブサイト（<http://www.ic.fsc.org>）上で参照できる。

注 3： PEFC 持続可能な森林管理認証基準及び PEFC 生産・流通・加工過程基準は、2014 年中は PEFC ウェブサイト（<http://www.pefc.org>）上で参照できる。

第 2 部 国別ガイドライン

2 国別ガイドライン

下表記載の各ガイドラインは、国別ガイドラインである。

国別ガイドライン	
項目	ガイドライン
1	国別ガイドライン・カナダ編。2014 年 9 月 25 日、オーストラリア政府とカナダ政府が共同承認したもの。
2	国別ガイドライン・フィンランド編。2014 年 8 月 29 日、オーストラリア政府とフィンランド政府が共同承認したもの。
3	国別ガイドライン・インドネシア編。2014 年 10 月 21 日、オーストラリア政府とインドネシア政府が共同承認したもの。